(趣旨)

第一条 この条例は、地方独立行政法人法(平成十五年法律第百十八号)第十一条第三項の規定に基づき、岐阜県地方独立行政法人評価委員会(以下「委員会」という。)の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(組織)

- 第二条 委員会は、委員四人以内で組織する。
- 2 委員は、学識経験を有する者のうちから、知事が任命する。 (委員の任期等)
- 第三条 委員の任期は、二年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 2 委員は、再任されることができる。

(委員長)

- 第四条 委員会に委員長を置き、委員のうちから互選する。
- 2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。
- 3 委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、あらかじめ委員長の指名する委員が、その 職務を代理する。

(専門委員)

- 第五条 委員会に、専門の事項を調査審議させるため、専門委員四人以内を置く。
- 2 専門委員は、当該専門の事項に関し学識経験を有する者のうちから、知事が任命する。
- 3 専門委員の任期は、二年とする。ただし、補欠の専門委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 4 専門委員は、再任されることができる。

(会議)

- 第六条 委員会の会議は、委員長が招集し、委員長がその議長となる。
- 2 委員会は、委員及び議事に関係のある専門委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。
- 3 委員会の議事は、委員及び議事に関係のある専門委員で会議に出席したもの(議長を除く。)の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(意見の聴取等)

第七条 委員会は、必要があると認めるときは、議事に関し学識経験を有する者その他の関係者に対し、 出席を求めて意見若しくは説明を聴き、又は必要な資料の提出を求めることができる。

(委任)

第八条 この条例に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附則

この条例は、公布の日から施行する。